

○厚生労働省令第四十二号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十二条第一項の規定に基づき、予防接種法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十六日

予防接種法施行規則の一部を改正する省令

予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

（報告すべき症状）
第五条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であつて、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

（報告すべき症状）
第五条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であつて、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

対象疾病		症状		期間	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
結核	(略)	化膿性リンパ節炎	(略)	四月	(略)
(略)	(略)	髄膜炎（BCGによるものに限る。）	(略)	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間	(略)

附 則
この省令は、公布の日から施行する。